



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 条例

- 大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例……………（企画法制課）…… 4
- 大和高田市政治倫理条例の一部を改正する条例……………（議 会）…… 6

### 規則

- 大和高田市子ども手当事務処理規則……………（児童福祉課）…… 7
- 大和高田市政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則……………（企画法制課）……13
- 大和高田市成年後見制度利用支援事業実施規則の一部を改正する規則…（社会福祉課）……14

### 告示

- 大和高田市入札参加資格停止措置要綱の一部を改正する告示……………（契約監理室）……15
- 平成22年度大和高田市一般会計予算補正予算（第4号）等の要領の公表……………（財 政 課）……22
- 市道路線認定に関する告示……………（土木管理課）……36
- 市道の区域の決定及び供用の開始に関する告示……………（ ” ）……37
- 市道路線変更に関する告示……………（ ” ）……37
- 市道の区域の変更に関する告示……………（ ” ）……38
- 供用の開始に関する告示……………（ ” ）……38
- 市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示……………（ ” ）……38
- 市道の区域の変更に関する告示（平成21年告示第108号）の一部改正……………（ ” ）……40
- 市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示（平成21年告示第112号）の一部改正……………（ ” ）……40
- 市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示（平成22年告示第70号）の一部改正……………（ ” ）……40
- 引取りのない自転車等の処分……………（生活安全課）……40
- 公示送達……………（収納対策室）……41
- 放置自転車等の移動・保管……………（生活安全課）……41

### 公告

- 大東配水場内建物塗装工事に関する条件付き一般競争入札公告……………（契約監理室）……42
- 公共下水道事業に伴う測量（1）に関する条件付き一般競争入札公告…（ ” ）……44
- 公共下水道事業に伴う測量（2）に関する条件付き一般競争入札公告…（ ” ）……46
- 公共下水道事業に伴う測量（3）に関する条件付き一般競争入札公告…（ ” ）……48
- 公共下水道事業に伴う測量（4）に関する条件付き一般競争入札公告…（ ” ）……50
- 公共下水道事業に伴う測量（5）に関する条件付き一般競争入札公告…（ ” ）……52
- 公共下水道事業に伴う測量（6）に関する条件付き一般競争入札公告…（ ” ）……54
- 全国瞬時警報システム設置工事に関する条件付き一般競争入札公告……（ ” ）……56
- 有料ゴミ袋保管庫設置工事に関する条件付き一般競争入札公告……………（ ” ）……58
- 浮孔西小学校プールサイド改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（ ” ）……60
- （仮称）土庫認定こども園新築工事に関する条件付き一般競争入札公告（ ” ）……62

○大和高田市立浮孔小学校耐震改修工事（西館棟No.12）に関する条件付き一般競争入札公告……………（契約監理室）……64

○大和高田市立片塩小学校耐震改修工事（北館棟No.12）・（屋内体育館棟No.13）に関する条件付き一般競争入札公告……………（        "        ）……67

○大和高田市立片塩中学校耐震改修工事（東館棟No.27）・（南館棟No.17）に関する条件付き一般競争入札公告……………（        "        ）……70

**教育委員会**

○大和高田市立幼稚園規則の一部を改正する規則……………（教育総務課）……73

○教育委員会12月定例委員会の招集……………（        "        ）……73

**選挙管理委員会**

○選挙人名簿抄本閲覧状況の公表……………（選挙管理委員会）……73

○平成22年12月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等……………（        "        ）……74

**公営企業**

○指定給水装置工事事業者の指定……………（水道工務課）……74

**公布された条例のあらまし**

## ◇大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例

## 1 改正の理由

市民の知る権利を尊重し、市民に対して審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図るとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による開かれた市政の実現を一層推進することを目的として、新たに条例を制定するものです。

## 2 改正の内容

## (1) 公開の対象とする会議

市民、学識経験者等で構成された審議会等の会議で、法令又は条例の定めるところにより市長、教育委員会などの執行機関に設置された、審議、審査、調査又は調停を行う附属機関の会議を原則として公開します。

## (2) 会議の公開の流れ

## ア 会議の開催の事前公表

公開される会議の開催日時、開催場所等について、市のホームページにおいてお知らせします。

## イ 会議の開催・傍聴

何人も審議会等の会議を傍聴できます。また、会議の公開に際しては、傍聴人に会議資料を提供します。

## (3) 会議録の作成と会議結果の公表

公開された会議の会議録を閲覧に供するとともに、会議の公開制度の運用状況を年1回公表します。

## 3 施行期日

平成23年4月1日

## ◇大和高田市政治倫理条例の一部を改正する条例

## 1 改正の理由

政治倫理の適用範囲を公社、一部事務組合等にもその対象を拡大する等の措置を行うものです。

## 2 改正の内容

(1) 市政の担い手である市長等及び議員が自己以外の者の利益についてもその影響力を不正に行行使することを防止するものであることを明記します。

(2) この条例により設ける市長等及び議員の責務、政治倫理基準、遵守事項の対象を市、大和高田市土地開発公社のみならず、「市が関係する団体」にも広く適用させます。

「市が関係する団体」は、条例施行規則で次に掲げる団体としました。

- ① 大和高田市土地開発公社
- ② 社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会
- ③ 社団法人大和高田市シルバー人材センター
- ④ 葛城広域行政事務組合
- ⑤ 奈良県葛城地区清掃事務組合
- ⑥ 奈良広域水質検査センター組合
- ⑦ 中和広域消防組合
- ⑧ 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合
- ⑨ 奈良県後期高齢者医療広域連合
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、本市を構成組織とする一部事務組合及び広域連合

(3) 市長等及び議員が契約だけでなく、指定管理者の指定に関する依頼についての働き掛けも制限するものとします。

(4) 市長等及び議員が市の職員の公正な職務の執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不当に行行使することと並列に、明らかに不当と認められる口利きによる働き掛けについても、政治倫理基準違反となることを明記します。

## 3 施行期日

公布の日(平成22年12月9日)

## 条 例

### 条例第36号

大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例をここに公布する。

平成22年12月9日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の知る権利を尊重し、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図るとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって市民参加による開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この条例の対象とする会議は、市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関(以下「実施機関」という。)に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等(以下「審議会等」という。)の会議とする。

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

(不服申立て等に係る会議の非公開)

第4条 前条の規定にかかわらず、不服申立て、苦情、あっせん及び調停に係る会議は、非公開とする。ただし、審議会等は、次に掲げる場合においては、口頭審理等(審議会等が不服申立人、苦情の申立人又はあっせん若しくは調停の当事者から意見等を聴取する審理等をいう。以下この条において同じ。)を公開することができる。

- (1) 不服申立て又は苦情に係る口頭審理等について当該申立人から公開の申立てがあるとき。
- (2) あっせん又は調停に係る口頭審理等について当該当事者の双方から公開の申立てがあるとき。

(非公開とすることができる会議)

第5条 第3条及び前条ただし書の規定にかかわらず、審議会等は、審議等の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。この場合において、審議会等は、その理由を明らかにしなければならない。

(1) 個人に関する事項(事業を営む個人の当該事業に関する事項を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の事項と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている事項

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる事項

ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する

法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。以下同じ。)の職務の遂行に関する事項のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る事項(当該公務員等の氏名を公開することにより、当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合を除く。)

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する事項又は事業を営む個人の当該事業に関する事項であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる事項

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の財産又は生活を保護するために、公開することが必要であると認められる事項

ウ ア又はイに掲げる事項に準ずる事項であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

(3) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「国等」という。)の機関との間における審議、検討又は協議に関する事項であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 実施機関又は国等が行う検査、監査、取締り、許可、認可、試験、審査、争訟、入札、交渉、渉外、人事管理等の事務事業に関する事項であって、公開することにより、当該若しくは同種の事務事業の目的を失わせ、又は公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(5) 法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている事項

(6) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある事項

(会議の開催の事前公表)

第6条 実施機関は、その定めるところにより、審議会等の会議の日時、場所等をあらかじめ公表しなければならない。ただし、緊急に審議会等の会議が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第7条 何人も、第4条又は第5条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときを除き、実施機関の定めるところにより、審議会等の会議を傍聴することができる。

2 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、会場の秩序維持に関し審議会等の長の指示に従わなければならない。

(会議資料の提供)

第8条 審議会等の会議が公開されるときは、実施機関の定めるところにより、傍聴人に会議資料(大和高田市情報公開条例(平成10年条例第25号)第6条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。)を提供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 実施機関は、審議会等の会議の終了後速やかに当該会議に係る会議録を作成しなければならない。

(会議録の写しの閲覧)

第10条 実施機関は、その定めるところにより、公開された審議会等の会議に係る会議録の写しを閲覧に供しなければならない。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 審議会等の会議の公開について法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に第6条の規定に基づき公表される審議会等の会議から適用する。

(大和高田市選奨条例の一部改正)

2 大和高田市選奨条例(昭和33年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

3 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 認定委員会の会議は、非公開とする。

第19条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 審査会の会議は、非公開とする。

(大和高田市介護保険条例の一部改正)

4 大和高田市介護保険条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「設置及び委員定数」を「委員の定数」に改め、同条第1項中「第14条の規定により」を「第15条第1項の規定による」に、「を置く」を「の委員の定数は、40人以内とする」に改め、同条第2項を削る。

第2条の次に次の1条を加える。

(認定審査会の会議)

第2条の2 認定審査会の会議は、非公開とする。

### 条例第37号

大和高田市政治倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市政治倫理条例の一部を改正する条例

大和高田市政治倫理条例(平成14年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第1条中「担い手なる」を「担い手である」に、「自己の利益」を「自己又は特定の者の利益」に、「応え、公正で」を「応えとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で」に改める。

第2条第2項第1号中「大和高田市、大和高田市上下水道部(水道事業)及び大和高田市土地開発公社(以下「市」という。)」を「市及び市が関係する団体(以下「市等」という。)」に、「賃貸借契約等」を「賃貸借契約その他の契約」に改め、「選定」の次に「並びに地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」と

いう。)の指定)を加え、同項第2号中「市」を「市等」に改め、同項第4号中「もたれる」を「持たれる」に改める。

第3条第1項中「すすんで」を「進んで」に改め、「常に市民全体の利益を擁護し、公共の利益を損なうことがあってはならない。また」を削り、同項第1号中「もたれる」を「持たれる」に改め、同項第3号中「市」を「市等」に改め、「契約」の次に「及び指定管理者の指定（以下「契約等」という。）」を加え、同項第4号及び第5号中「市」を「市等」に改め、同項第6号中「市」を「市等」に、「行使するよう働きかけないこと」を「行使し、又は明らかに不当と認められる口利きによる働きかけをしないこと」に改め、同条第2項中「もたれた」を「持たれた」に改める。

第4条の見出し中「市が行う契約」を「市等が行う契約等」に改め、同条第1項中「企業は」を「企業（以下「関係企業」という。）は」に、「市が行う契約」を「市等が行う契約等」に改め、後段を削り、同条第2項中「辞退届」を「関係企業に關係する市長等及び議員」に改め、「市長等及び議員の」を削り、「市長等に」を「市長等に」に、「提出するものとする」を「辞退届を提出しなければならない」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、第2項の辞退届及び前項の辞退届の写しを受理したときは、市が關係する団体にその旨を文書で通知するものとする。

第5条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第6条の見出し中「調査請求権」を「調査請求権等」に改め、同条第1項中「第2条第1項又は第3条の規定」を「第3条第1項に規定する政治倫理基準」に改める。

第7条の見出し中「調査」を「調査等」に改める。

第8条の見出し中「措置」を「調査及び措置」に改め、同条第1項中「の規定」を「に規定する契約等の辞退に関する遵守事項（以下「遵守事項」という。）」に改め、同条第2項中「第4条第1項の規定」を「遵守事項」に、「関係企業と契約を締結してはならない」を「関係企業と現に契約を締結し、又は指定管理者の指定をしているときは、当該契約又は指定を解除することができる」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

## 規 則

### 規則第20号

大和高田市子ども手当事務処理規則を次のように定める。

平成22年4月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市子ども手当事務処理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下「法」という。）に基づく子ども手当の支給等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定請求書の処理)

第2条 市長は、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成22年厚生労働省令第51号。以下「省令」という。）第1条第1項の子ども手当認定請求書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、受給資格があると認めるときは子ども手当認定通知書（様式第1号）により、受給資格がないものと認めるときは子ども手当認定請求却下通知書（様式第2号）により、請求者に通知するものとする。

(額改定認定請求書の処理)

第3条 市長は、省令第2条第1項の子ども手当額改定認定請求書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、手当額を改定すべきと認めるときは子ども手当額改定通知書(様式第3号)により、手当額を改定しないものと認めるときは子ども手当額改定請求却下通知書(様式第4号)により、請求者に通知するものとする。

(額改定届の処理及び職権に基づく改定)

第4条 市長は、省令第3条の子ども手当額改定届の提出を受けた場合は、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めるときは子ども手当額改定通知書を当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めるときは当該届書を届出者に返送するものとする。

2 市長は、前項の届書の提出がない場合であっても、公簿等によって手当額を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、子ども手当額改定通知書により当該手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)に通知するものとする。

(現況届の処理)

第5条 市長は、省令第4条第1項の子ども手当現況届の提出を受けた場合は、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認したときは、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、子ども手当支給事由消滅通知書(様式第5号)により受給者に通知するものとする。

(支給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅)

第6条 市長は、省令第7条の子ども手当支給事由消滅届の提出を受けた場合は、子ども手当支給事由消滅通知書により受給者に通知するものとする。

2 市長は、前項の届書の提出がない場合であっても、公簿等によって子ども手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて当該手当の認定を取り消し、子ども手当支給事由消滅通知書により受給者に通知するものとする。

3 市長は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第24条の規定による転出届の届出があった場合(その届出に係る書面に同法第29条の2の規定による附記がなされた場合に限る。)は、前項の規定の例により処理するものとする。

(未支払請求書の処理)

第7条 市長は、省令第9条の未支払子ども手当請求書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、未支払の子ども手当を支給するものと決定したときは未支払子ども手当支給決定通知書(様式第6号)により、請求を却下するものと認めるときは未支払子ども手当請求却下通知書(様式第7号)により、請求者に通知するものとする。

(寄附に係る事務処理)

第8条 請求者又は受給者(以下「請求者等」という。)からの法第23条の規定による寄附の申出については、支払期月ごとの前月10日までに行われるものとし、省令第14条第1項の申出書(以下「申出書」という。)が提出された日以後に支払われるべき子ども手当を対象として寄附がされるものとする。

2 市長は、申出書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認められた場合には、以後の支払期月ごとに請求者等に支払われる子ども手当の額のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3 市長は、前項に定める寄附が行われたときは、子ども手当に係る寄附受領証明書(様式第8号)を請求者等に送付するものとする。

4 請求者等が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、申出書が提出された日以後に支払われるべき子ども手当を対象とする。

(支払)

第9条 子ども手当の支払日は、法第7条第4項に規定する支払期月の10日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日と

する。

2 前項の規定にかかわらず、法第7条第4項ただし書の規定に基づき、同条に規定する支払期月でない月に支払う場合の子ども手当の支払日は、市長がその都度定める。

3 市長は、子ども手当の支払を行う場合は、子ども手当支払通知書(様式第9号)により受給者に通知するものとする。

4 子ども手当の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、市が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。

(支払の一時差止め等)

第10条 市長は、法第9条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給しないこととしたとき、若しくは法第10条の規定により子ども手当の支払を一時差し止めることとしたときは、子ども手当支払差止通知書(様式第10号)により受給者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(法附則第3条に規定する経過措置に基づく認定の処理)

2 市長は、法附則第3条の規定により、法第6条第1項の規定による認定の請求があったものとみなされる場合は、公簿等により内容を審査し、受給資格があると認めたときは子ども手当認定通知書により、受給資格がないものと認めたときは子ども手当認定請求却下通知書により、請求者に通知するものとする。

様式第1号(第2条関係)

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

子ども手当認定通知書

年 月 日付けで請求のありました子ども手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

1. 算定の基礎となる子どもの数

人

2. 手当月額

円

3. 支給開始年月

年 月から

4. 支給対象とならなかった子どもの氏名及びその理由

( )

備考	
----	--

様式第2号(第2条関係)

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

子ども手当認定請求却下通知書

年 月 日付けで請求のありました子ども手当については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

却下した理由 ( )
---------------

備考	
----	--

様式第3号(第3条、第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長

印

子ども手当額改定通知書

子ども手当の額の改定については請求、届出により、次のとおり改定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

1. 改定後の算定の基礎となる子どもの数		人
----------------------	--	---

2. 改定後の手当月額		円
-------------	--	---

3. 改定年月		年		月		から
---------	--	---	--	---	--	----

4. 改定(増額・減額)の理由	( )
-----------------	-----

備考	
----	--

様式第4号(第3条関係)



支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	

様式第7号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

未支払子ども手当請求却下通知書

年 月 日付けで請求のありました未支払子ども手当の支給については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)提起することができます。

却下の理由	
-------	--

様式第8号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

子ども手当に係る寄附受領証明書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

寄附額 金 \_\_\_\_\_ 円也

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律第7条第4項の規定に基づき、年 月 日に支払われた子ども手当のうち、上記の額を、同法第23条第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 月 日

大和高田市長 印

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

様式第9号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

大和高田市市長 印

子ども手当支払通知書

子ども手当の支給については次のとおり、あなたの普通預金口座に振り込みましたので通知します。

認定番号	
金融機関名	
口座番号	
支払該当月	
金額	円

様式第10号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

大和高田市市長 印

子ども手当支払差止通知書

次のとおり子ども手当の支払を差し止めましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市市長となります。）提起することができます。

支払差止の内容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

規則第38号

大和高田市政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月9日

大和高田市市長 吉田誠克

## 大和高田市政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市政治倫理条例施行規則(平成15年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「第6条第1項の選挙権を有する者」を「第6条第1項に規定する「選挙権を有する者」」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第1項中「第5条の」を「第5条に規定する」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「第4条第1項の」を「第4条第2項に規定する」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(市が関係する団体)

第2条 条例第2条第2項第1号に規定する「市が関係する団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 大和高田市土地開発公社
- (2) 社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会
- (3) 社団法人大和高田市シルバー人材センター
- (4) 葛城広域行政事務組合
- (5) 奈良県葛城地区清掃事務組合
- (6) 奈良広域水質検査センター組合
- (7) 中和広域消防組合
- (8) 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合
- (9) 奈良県後期高齢者医療広域連合
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本市を構成組織とする一部事務組合及び広域連合

様式第1号中「第2条関係」を「第3条関係」に、「第4条第1項」を「第4条第2項」に、「市との請負契約、業務委託契約、一般物品納入及び資材の購入契約」を「市及び市が関係する団体との請負契約、委託契約、売買契約、賃貸借契約その他の契約並びに指定管理者の指定」に改める。

様式第2号中「違反する」を「違反している」に改める。

様式第3号から様式第5号までの規定中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

様式第6号中「第7条関係」を「第8条関係」に、「第10条第1項」を「第9条1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**規則第39号**

大和高田市成年後見制度利用支援事業実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

## 大和高田市成年後見制度利用支援事業実施規則の一部を改正する規則

大和高田市成年後見制度利用支援事業実施規則(平成13年規則第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「大和高田市が成年後見制度の利用に係る費用の一部を助成することにより、成年後見制度を利用することが有効と認められる判断能力が不十分な高齢者等の介護保険サービス等の利用を促進し、これらの者の生活の向上に寄与する」を「老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定により、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者(以下「要支援者」という。)に係る成年後見制度の利用に対する支援について必要な事項を定め、もって要支援者の福祉の増進を図る」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

## (支援の内容)

第2条 支援の内容は、市長による民法(明治29年法律第89号)の規定に基づく後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求(以下「申立て」という。)及び申立てに要する費用の負担(以下「申立費用の負担」という。)並びに成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)の報酬に対する助成(以下「報酬費用の助成」という。)とする。

## (申立て)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する要支援者であって、前条の申立費用の負担又は報酬費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの(以下「対象者」という。)について、申立てをすることができる。

(1) 市内に居住する者

(2) 配偶者若しくは2親等以内の親族(以下「配偶者等」という。)がいない者又は配偶者等がいても日常的なかわりを持たない等の理由により配偶者等からの申立てが期待できない者

2 前項の規定にかかわらず、3親等又は4親等の親族の所在が明らかな場合で、その者から申立てをすることが期待できるときは、申立ては行わないものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、前項第1号に掲げるものとみなす。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居している者であって、同項に規定する住所地特例対象施設への入所又は入居前に本市に居住していたもの

(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって、同項に規定する特定施設への入所前に本市に居住していたもの

## (申立費用の負担)

第4条 市長は、申立てを行う場合において、申立手数料、登記手数料、鑑定費用その他の申立てに必要な費用を負担するものとする。

2 市長は、対象者の資産の状況等を勘案し、申立てに要した費用の全部又は一部を対象者に負担させることが相当と判断したときは、非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第28条の規定による審判に基づき、申立てに要した費用について、成年後見人等を通じ、対象者の資産から当該費用の返還を求めることができる。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

## (報酬費用の助成)

第5条 市長は、申立てにより成年後見人等が選任された場合であって、当該申立ての対象者が第2条の報酬費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認めるときは、成年後見人等に対する報酬付与の審判で決定された成年後見人等に対する報酬を助成することができる。ただし、当該報酬の額が月額30,000円を超えるときは、月額30,000円とする。

## (費用の返還)

第6条 市長は、詐欺その他不正の手段により申立費用の負担又は報酬費用の助成を受けた者がいるときは、その者に対し、当該費用の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により費用の返還を求められた者は、直ちに当該費用を返還しなければならない。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 告示第137号

大和高田市入札参加資格停止措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年12月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市入札参加資格停止措置要綱の一部を改正する告示

大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)の一部を次のように改正する。

第1条中「大和高田市」を「市」に改め、「(以下「市発注業務」という。)」を削る。

第2条第2号ア中「建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する工事業」を「建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)」に改め、同条第3号中「、大和高田市上下水道部及び大和高田市土地開発公社」を削り、同条第4号及び第5号を削り、同条第6号を同条第4号とし、同条第7号中「入札参加資格者の」を「入札参加資格者と雇用関係にある」に改め、同号を同条第5号とし、同条第8号中「別表第1、別表第2及び別表第3(以下「別表」という。)」を「別表第1から別表第3までの各号(以下「別表各号」という。)」に、「措置要件」を「措置要件(以下「措置要件」という。)」に、「当該別表」を「当該別表各号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第9号を同条第7号とし、同条に次の1号を加える。

(8) 公正入札調査委員会 大和高田市公正入札調査委員会設置要綱(平成21年訓令第9号)の規定により設置した大和高田市公正入札調査委員会をいう。

第3条第1項中「別表に掲げる」及び「(以下「措置要件」という。)」を削り、「ときは、」の次に「入札参加資格者について」を加え、同条第4項中「期間は、通算して」を「期間(連続する入札参加資格停止の期間がある場合にあっては、それらを合算した期間)は、」に、「別表第3号」を「別表第3各号」に改める。

第4条第1項中「対して」を「ついて」に、「対し」を「ついて」に改め、同条第2項中「入札参加資格者であるときは」を「当該入札参加資格停止について責めを負うべきことが明らかになったときは」に、「対して」を「ついて」に、「行うことができる」を「行うものとする」に改める。

第5条第2項中「別表に定める期間の2倍の期間」を「別表各号に定める期間に2を乗じた期間」に改め、同項第1号中「別表第2第1号」を「別表第2第2号」に改め、同項第2号中「別表第2第1号」を「別表第2第2号」に、「課徴金納付命令、」を「課徴金納付命令若しくは」に改め、同項第3号中「別表第2第1号から第3号まで」を「別表第2第2号又は第3号」に、「第7条の2第6項」を「第7条の2第7項」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「別表」を「別表各号」に改め、同項第1号中「入札参加資格者」を「入札参加資格者等」に、「あって」を「あっても」に改め、同項第2号中「市」を「公正入札調査委員会の会議の開催の前に、市」に、「別表」を「別表第2第4号」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 公正入札調査委員会の会議の開催の後に、市に談合事実を報告し、かつ、資料の提供をした場合 別表第2第4号に定める期間に4分の1を乗じた期間

第5条第5項中「市長は」の次に「、前項に規定するもののほか」を加え、「前に」を「決定前に」に、「別表及び第1項から前項まで」を「別表各号及び第1項から第3項まで」に改め、同条第7項中「別表」を「別表各号」に、「の2倍の期間」を「に2を乗じた期間」に改め、同条第8項中「逮捕された者に嫌疑がないとして不起訴になる等当該事案」を「当該入札参加資格停止の原因となった事案」に、「ときは、当該入札参加資格者に対する」は、「とき(当該入札参加資格停止の措置要件に該当することとなった事由が入札参加資格者等に係るものである場合にあっては、当該入札参加資格者等のいずれもが責めを負わないことが明らかになった場合に限る。)」は、「」に改める。

第7条第2項中「入札参加資格停止」を「入札参加資格停止等」に改める。

第8条の見出し及び同条第1項中「入札参加資格停止等」を「入札参加資格停止」に改め、同条第2項中「入札参加資格停止措置要件」を「措置要件」に、「措置の始期」を「の始期」に改める。

第9条第2項中「の措置」を削る。

第12条中「口頭で警告し、又は」を「口頭で、警告又は」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

別表第1を次のように改める。

別表（第2条、第3条、第5条関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>1 粗雑な履行 受注業務の履行に当たり、次に掲げる履行内容に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注業務のうち建設工事等業務の履行に当たり、過失によりその業務の履行内容を粗雑にしたことが認められるとき。</p> <p>(2) 市発注業務のうち建物管理等業務の履行に当たり、仕様書等に定められた業務内容に関する不正行為など粗雑な履行が認められるとき。</p> <p>ア 故意による場合 イ 過失による場合</p> <p>(3) 市発注業務のうち物品購入等業務の履行に当たり、粗雑品の納入、仕様書等に定められた品質又は数量に関する不正行為など粗雑な履行が認められるとき。ただし、かしが軽微であるときを除く。</p> <p>ア 故意による場合 イ 過失による場合</p> <p>(4) 市発注業務以外の奈良県内の公共建設工事等業務。ただし、会計検査院からの指摘を受けた場合に限る。</p>	<p>6月</p> <p>12月 6月</p> <p>12月 6月</p> <p>3月</p>
<p>2 契約違反行為等 市発注業務の履行に当たり、前号に該当する場合のほか、入札参加資格者の責めにより次に掲げる事項に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 契約の解除があったとき。</p> <p>(2) 履行遅滞があったとき。</p> <p>ア 2月以上 イ 1月以上2月未満 ウ 1月未満</p> <p>(3) 市発注業務の履行に当たり、次に掲げる場合において、正当な理由なく、監督員、検査員その他の市の職員による改善の指示に従わないとき。</p> <p>ア 公害防止又は危険防止対策が不良である場合 イ 工程管理、資材、器具等の管理又は労務管理が不良である場合 ウ ア及びイに掲げる場合のほか、業務の履行について改善の必要があると認められる場合</p>	<p>6月</p> <p>3月 2月 1月</p> <p>3月 1月 1月</p>
<p>3 市発注業務に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故 市発注業務の履行（建設工事等業務に関して、単に工事現場のみに限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中及び土捨場、資材置場等における事故を含む。次号から第6号までにおいて同じ。）に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆（市発注業務の関係者（物品購入等業務及び建物管理等業務については、市発注業務の契約相手の関係者）以外の不特定の一般人をいう。次号において同じ。）に死亡者若しくは負傷者（治療（専ら治療に専念する期間をいい、経過観察期間は含まない。）に1週間を超える期間の傷害を負った者をいう。以下この号において同じ。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。ただし、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転</p>	

	<p>により生じた事故等その原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合又は適切に管理されていたと認められる工事現場等に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等その原因が第三者の行為によるものであると認められる場合を除く（次号から第6号までにおいて同じ。）。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>(3) 火災、水害その他（停電、電話回線切断等）により多大な損害を生じさせたとき。</p> <p>（注）この号において、市発注業務における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が設計図書等（物品購入等業務については、仕様書等）により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者等の調査結果により当該事故について請負人の責任が明白となった場合とする。</p>	<p>6月</p> <p>3月</p> <p>6月</p>	
<p>4 一般受注業務に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故</p>	<p>一般受注業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは重傷者（治療に4週間を超える期間の傷害を負った者をいう。以下この号、次号及び第6号において同じ。）を生じさせ、又は多大な損害を生じさせたと認められるとき不適切であったと認められるとき。ただし、原則として当該業務の入札参加資格者等が逮捕、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第246条に基づく検察官への送致（以下「書類送検」という。）若しくは公訴の提起（以下「起訴」という。）をされた場合又は発注者の措置、公表された事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての請負人の責任が明白である場合に限る。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>ア 市内における一般受注業務の場合</p> <p>イ 県内（市を除く。以下同じ。）の区域内における一般受注業務の場合</p> <p>(2) 市内における一般受注業務において重傷者を生じさせたとき。</p> <p>(3) 火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。</p> <p>ア 市内における一般受注業務の場合</p> <p>イ 県内における一般受注業務の場合</p>	<p>3月</p> <p>2月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>2月</p>	
<p>5 市発注業務に係る安全管理措置の不適切により生じた関係者事故</p>	<p>市発注業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約相手方の関係者（以下「関係者」という。）に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 重傷者を生じさせたとき。</p>	<p>2月</p> <p>1月</p>	
<p>6 一般受注業務に係る安全管理措置の不適切により生じた関係者事故</p>	<p>一般受注業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき（別表第2第7号（4）に該当する場合を除く。）。</p> <p>(1) 市内又は県内における一般受注業務において死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 市内における一般受注業務において重傷者を生じさせたとき。</p>	<p>1月</p> <p>1月</p>	
<p>7 その他</p>			

その他奈良県が入札参加停止の措置を講じた場合において、市長が入札参加資格停止を必要と認めたとき。	当該認定をした日から県が行う入札参加停止の措置が講ぜられている期間の範囲内
--	---------------------------------------

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条、第3条、第5条関係）

不正行為に基づく措置基準

措置要件	期間
1 贈賄 入札参加資格者等が贈賄罪の容疑で逮捕され、書類送検され、又は起訴され、次のいずれかに該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 市の職員に対する贈賄 (2) 県内の公務員に対する贈賄 ア 市内に本店を有する入札参加資格者等 イ 市外に本店を有する入札参加資格者等 (3) 県外の公務員に対する贈賄 ア 市内に本店を有する入札参加資格者等 イ 市外に本店を有する入札参加資格者等	2 4月  2 4月 1 8月  2 4月 1 2月
2 独占禁止法違反行為による排除措置命令等 入札参加資格者が次に掲げる契約の履行に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、排除措置命令、課徴金納付命令又は審決がなされ、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 市発注業務及び市内の一般受注業務 (2) 県内の一般受注業務 (3) 県外の一般受注業務	1 8月 9月 6月
3 独占禁止法違反行為による逮捕等 入札参加資格者等が次に掲げる契約の履行に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、逮捕され、若しくは書類送検され、又は公正取引委員会の告発を受け、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 市発注業務及び市内の一般受注業務 (2) 県内の一般受注業務 (3) 県外の一般受注業務	2 4月 1 2月 6月
4 談合等 入札参加資格者等が次に掲げる契約の履行に関し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3（競売等妨害）の被疑事実により逮捕され、書類送検され、若しくは起訴され、又は市が当該被疑事実を確認し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 市発注業務及び市内の一般受注業務 (2) 県内の一般受注業務 (3) 県外の一般受注業務	2 4月 9月 6月
5 建設業法違反行為 建設工事等業務の履行に関し、入札参加資格者等が建設業法の規定に違反し、又は違反行為のほう助をしたとして、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 建設業法に違反し、逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。 ア 市内に本店を有する入札参加資格者等 イ 市外に本店を有する入札参加資格者等 (2) 建設業法に違反し、同法による営業停止処分を受けたとき。	6月（ほう助は3月） 4月（ほう助は2月）

<p>ア 市内に本店を有する入札参加資格者等 イ 市外に本店を有する入札参加資格者等 (3) 建設業法に違反し、同法による指示処分を受けたとき。 ア 市内に本店を有する入札参加資格者等 イ 市外に本店を有する入札参加資格者等</p>	<p>4月(ほう助は2月) 3月(ほう助は1月) 3月(ほう助は1月) 2月(ほう助は1月)</p>
<p>6 虚偽表示 競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請書、随意契約等の入札を伴わない契約における提出書類又はこれらの添付書類に虚偽の記載をし、又はこれをほう助したとして、市発注業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>6月(ほう助は3月)</p>
<p>7 業務に関する不正又は不誠実な行為 第1号から前号までに掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が次のいずれかに該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 入札参加資格者又はその役員等が次に掲げる契約の履行に関し、暴力行為を行い、逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。 ア 市発注業務及び市内の一般受注業務 イ 市外の一般受注業務 (2) 使用人が次に掲げる契約の履行に関し、暴力行為を行い、逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。 ア 市発注業務及び市内の一般受注業務 イ 市外の一般受注業務 (3) 入札参加資格者等が業務に関し、脱税行為により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。 (4) 入札参加資格者等が建設工事等業務関係法令(測量法(昭和24年法律第188号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)等をいう。)、建物管理等業務関係法令(廃棄物処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、警備業法(昭和47年法律第117号)等をいう。)、物品購入等業務関係法令(薬事法(昭和35年法律第145号)等をいう。)、労働者使用関連法令(労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等をいう。))若しくは環境保全関連法令(騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等をいう。))又は刑法に抵触する重大な法令違反(当該法令違反により逮捕され、書類送検され若しくは起訴され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいい、刑法にあっては、市発注業務の履行に当たり安全管理措置が不適切であったことによるものに限る。))をしたとき。 ア 市内に本店を有する入札参加資格者等 イ 市外に本店を有する入札参加資格者等 (5) 入札参加資格者等が市の職員が不適正な会計処理(入札参加資格者に架空発注を行い、当該発注に係る代金を当該入札参加資格者に預ける行為又は入札参加資格者に発注、納品その他の会計処理上の必要な書面に記載された物品と異なる物品を納品させる行為)などをいう。)を行っていることを知りながら当該行為に協力したとき。</p>	<p>12月 9月 9月 6月 6月 3月 2月 1月以上3月以内</p>
<p>8 市発注業務に係る入札執行等に関する不誠実な行為 (1) 入札参加資格者等が入札に際し、入札心得に違反したとき。 (2) 入札参加資格者等が低入札価格調査、履行体制確認調査等契約締結前に行われる調査又は書類の提出を、正当な理由なく拒</p>	<p>2月 3月</p>

<p>み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき（当該提出書類に虚偽の記載をした場合を含む。）。</p> <p>(3) 入札参加資格者等が入札執行に関し、脅迫的言辞の有無を問わず秘密とされている情報を聞き出そうとしたとき。</p> <p>(4) 入札参加資格者等が正当な理由なく落札決定後契約を締結しなかったとき、又は随意契約（不落における随意契約及びプロポーザル方式を含む。）において、契約締結の準備段階に入ったと認められる場合に、選定された者が正当な理由なく契約を拒否したとき。</p>	<p>6月</p> <p>3月</p>	
<p>9 債務を滞納する不誠実な行為 入札参加資格者が市発注業務に係る違約金等の債務を滞納しているとき。</p>	<p>滞納状況が解消されるまで。</p>	
<p>10 立入調査に対する不誠実な行為 入札参加資格者等が入札参加資格の確認若しくは履行状況の確認の目的で実施する立入調査又は建設業法に基づく立入調査を、正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき。</p>	<p>3月</p>	
<p>11 禁錮（こ）以上の刑等の宣告 入札参加資格者又はその役員等が禁錮（こ）以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁錮（こ）以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>6月</p>	
<p>12 経営不振 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者が破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者が民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を申し立てたとき。</p> <p>(4) 入札参加資格者が会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続を申し立てたとき。</p>	<p>取引再開が確認されるまで。</p> <p>破産手続廃止又は破産手続終結決定が確認されるまで。</p> <p>再生計画の認可決定の確定が確認されるまで。</p> <p>更生手続開始決定の確定が確認されるまで。</p>	
<p>13 その他 その他奈良県が入札参加停止の措置を講じた場合において、市長が入札参加資格停止を必要と認めたとき。</p>	<p>当該認定をした日から県が行う入札参加停止の措置が講ぜられている期間の範囲内</p>	

別表第3第1号中「認めるとき」を「認められるとき（大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第7条に基づく大和高田市が締結する契約からの暴力団排除に関する合意書（平成21年8月28日合意）に定める手続を行い当該事実が確認されたときをいう。以下同じ。）」に、「9月とし」を「12月を経過し」に、「認めるまで」を「認められるまで」に改め、同表第2号中「認める」を「認められる」に改め、同表第3号及び第4号中「認める」を「認められる」に、「12月とし」を「12月を経過し」に改め、同表第5号中「認める」を「認められる」に改め、同表第7号中「において指名停止の措置が講ぜられた」を「が入札参加停止の措置を講じた」に、「必要と認めた場合」を「入札参加資格停止を必要と認めたとき。」に、「指名停止」を「入札参加資格停止」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

**告示第138号**

平成22年12月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成22年12月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)
- 2 平成22年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 3 平成22年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 4 平成22年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 5 平成22年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 6 平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)
- 7 平成22年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 8 平成22年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)
- 9 平成22年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 10 平成22年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 11 平成22年度大和高田市水道事業会計補正予算(第2号)
- 12 平成22年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第2号)

平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)

平成22年度大和高田市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,729,937千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,261,210千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		6,497,150	246,333	6,743,483
	1 地方交付税	6,497,150	246,333	6,743,483
12 使用料及び手数料		658,868	2,500	661,368
	2 手数料	295,083	2,500	297,583
13 国庫支出金		3,864,943	748,462	4,613,405
	1 国庫負担金	3,586,341	150,000	3,736,341
	2 国庫補助金	223,759	598,462	822,221
14 県支出金		1,326,917	135,745	1,462,662
	1 県負担金	726,799	30,000	756,799
	2 県補助金	470,867	94,300	565,167
	3 県委託金	129,251	11,445	140,696
17 繰入金		5,001	817	5,818
	1 基金繰入金	5,001	817	5,818
18 諸収入		227,214	22,280	249,494
	4 雑入	210,692	22,280	232,972
19 市債		1,631,500	573,800	2,205,300
	1 市債	1,631,500	573,800	2,205,300
歳入合計		22,531,273	1,729,937	24,261,210

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,189,670	13,112	2,202,782
	1 総務管理費	1,652,524	1,667	1,654,191
	4 選挙費	55,043	11,445	66,488
3 民生費		9,276,015	253,240	9,529,255
	1 社会福祉費	3,357,399	130,159	3,487,558
	2 児童福祉費	3,230,544	2,838	3,233,382
	3 生活保護費	2,687,768	120,243	2,808,011
4 衛生費		2,472,282	39,000	2,511,282
	1 保健衛生費	846,372	30,000	876,372
	2 清掃費	1,625,910	9,000	1,634,910
8 土木費		1,413,309	85,823	1,499,132
	1 土木管理費	112,815	423	113,238
	2 道路橋りょう費	74,244	46,400	120,644
	3 都市計画費	1,070,046	31,500	1,101,546
	4 住宅費	156,204	7,500	163,704
10 教育費		1,930,183	1,338,762	3,268,945
	1 教育総務費	297,245	2,283	299,528
	2 小学校費	282,781	942,777	1,225,558
	3 中学校費	117,761	393,702	511,463
歳出合計		22,531,273	1,729,937	24,261,210

## 第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
奈良県知事及び奈良県議会議員選挙に係るポスター掲示場委託料等	平成23年度末まで	1,205
市長及び市議会議員選挙に係るポスター掲示場委託料等	平成23年度末まで	5,527
保育所及び子ども園給食調理業務委託料(4か所)	平成25年度末まで	104,700
文化会館の自主事業に係る経費	平成23年度末まで	3,870

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校耐震補強事業	千円 36,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	千円 464,700	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
中学校耐震補強事業	12,400	”	”	”	158,100	”	”	”

平成22年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成22年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,128,802千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		692,850	1,500	694,350
	1 一般会計繰入金	692,850	1,500	694,350
歳 入 合 計		2,127,302	1,500	2,128,802

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		933,100	1,500	934,600
	1 下水道事業費	933,100	1,500	934,600
歳出合計		2,127,302	1,500	2,128,802

平成22年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成22年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,130千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,420,657千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		721,142	3,130	724,272
	1 一般会計繰入金	675,338	3,130	678,468
歳入合計		4,417,527	3,130	4,420,657

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		144,841	3,130	147,971
	3 介護認定審査会費	33,774	3,130	36,904
2 保険給付費		4,101,979	0	4,101,979
	1 給付諸費	4,101,979	0	4,101,979
歳出合計		4,417,527	3,130	4,420,657

平成22年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成22年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ540,291千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸収入		7,112	311	7,423
	2 雑入	7,052	311	7,363
歳入合計		539,980	311	540,291

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		45,012	311	45,323
	1 総務管理費	43,561	311	43,872
歳出合計		539,980	311	540,291

平成22年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成22年度大和高田市立病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成22年度大和高田市立病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務予定量を、次のとおり補正する。

	(既決業務の予定量)	(補正業務の予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
固定資産購入費	211,220千円	31,503千円	242,723千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 病院事業収益	6,648,356千円	1,000千円	6,649,356千円
第1項 医業収益	6,232,709千円	1,000千円	6,233,709千円
支出			
第1款 病院事業費用	6,632,777千円	55,865千円	6,688,642千円
第1項 医業費用	6,161,760千円	55,865千円	6,217,625千円

第4条 予算第4条本文括弧書中一時借入金で措置する額「267,537千円」を「269,040千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	303,429千円	30,000千円	333,429千円
第3項 負担金	92,685千円	30,000千円	122,685千円
支出			
第1款 資本的支出	570,966千円	31,503千円	602,469千円
第1項 建設改良費	211,222千円	31,503千円	242,725千円

第5条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「460,000千円」を「490,000千円」に改める。

第6条 予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額「733,550千円」を「788,415千円」に改める。

平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)

平成22年度大和高田市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,250,810千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 財産収入		561,510	Δ10,400	551,110
	2 財産売払収入	552,550	Δ10,400	542,150
歳入合計		24,261,210	Δ10,400	24,250,810

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		226,293	81	226,374
	1 議会費	226,293	81	226,374
2 総務費		2,202,782	△7,140	2,195,642
	1 総務管理費	1,654,191	△22,288	1,631,903
	2 徴税费	306,593	19,320	325,913
	3 戸籍住民基本台帳費	106,082	△2,497	103,585
	4 選挙費	66,488	△692	65,796
	5 統計調査費	42,140	△234	41,906
	6 監査委員費	27,288	△749	26,539
3 民生費		9,529,255	△2,788	9,526,467
	1 社会福祉費	3,487,558	△603	3,486,955
	2 児童福祉費	3,233,382	△7,239	3,226,143
	3 生活保護費	2,808,011	5,054	2,813,065
4 衛生費		2,511,282	△691	2,510,591
	1 保健衛生費	876,372	△2,416	873,956
	2 清掃費	1,634,910	1,725	1,636,635
6 農林水産業費		166,711	1,433	168,144
	1 農業費	166,711	1,433	168,144
7 商工費		109,119	△722	108,397
	1 商工費	109,119	△722	108,397
8 土木費		1,499,132	△8,841	1,490,291
	1 土木管理費	113,238	△155	113,083
	2 道路橋りょう費	120,644	320	120,964
	3 都市計画費	1,101,546	△8,554	1,092,992
	4 住宅費	163,704	△452	163,252

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		3,268,945	8,268	3,277,213
	1 教育総務費	299,528	983	300,511
	2 小学校費	1,225,558	△717	1,224,841
	4 高等学校費	343,855	11,439	355,294
	5 幼稚園費	245,766	△1,394	244,372
	6 社会教育費	388,339	△46	388,293
	7 保健体育費	254,436	△1,997	252,439
歳 出 合 計		24,261,210	△10,400	24,250,810

平成22年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成22年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ448千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,214,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		410,982	448	411,430
	1 一般会計繰入金	410,981	448	411,429
歳 入 合 計		8,213,759	448	8,214,207

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		180,744	448	181,192
	1 総務管理費	155,987	448	156,435
歳 出 合 計		8,213,759	448	8,214,207

## 平成22年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)

平成22年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,510千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		3,868	110	3,978
	1 繰越金	3,868	110	3,978
歳入合計		135,400	110	135,510

## 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		60,578	110	60,688
	1 施設管理費	60,345	110	60,455
歳出合計		135,400	110	135,510

## 平成22年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成22年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,318千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,119,484千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		694,350	△9,318	685,032
	1 一般会計繰入金	694,350	△9,318	685,032
歳入合計		2,128,802	△9,318	2,119,484

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		934,600	△9,318	925,282
	1 下水道事業費	934,600	△9,318	925,282
歳出合計		2,128,802	△9,318	2,119,484

平成22年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成22年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,402千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,419,255千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		724,272	△1,402	722,870
	1 一般会計繰入金	678,468	△1,402	677,066
歳入合計		4,420,657	△1,402	4,419,255

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		147,971	2,217	150,188
	1 総務管理費	106,920	2,217	109,137
3 地域支援事業費		86,690	△3,619	83,071
	2 包括的支援事業・任意事業費	62,150	△3,619	58,531
歳出合計		4,420,657	△1,402	4,419,255

平成22年度大和高田市水道事業会計補正予算(第2号)

(円千:立単)

第1条 平成22年度大和高田市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成22年度大和高田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	1,926,033千円	△ 3,637千円	1,922,396千円
第1項 営業費用	1,807,065千円	△ 3,637千円	1,803,428千円

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「449,187千円」を「449,471千円」に、建設改良積立金「207,395千円」を「207,679千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	692,150千円	284千円	692,434千円
第1項 建設改良費	471,713千円	284千円	471,997千円

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	257,384千円	△ 4,157千円	253,227千円

平成22年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第2号)

第1条 平成22年度大和高田市立病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成22年度大和高田市立病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出				
第1款	病 院 事 業 費 用	6,688,642千円	△10,789千円	6,677,853千円
第1項	医 業 費 用	6,217,625千円	△7,262千円	6,210,363千円
第2項	附 帯 事 業 費 用	95,984千円	△3,489千円	92,495千円
第3項	医 業 外 費 用	335,753千円	△38千円	335,715千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1. 職 員 給 与 費	3,619,981千円	△10,789千円	3,609,192千円

告示第139号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1485	高485号線	西三倉堂二丁目772番3先	
		西三倉堂二丁目650番26先	
1486	高486号線	西三倉堂二丁目651番15先	
		西三倉堂二丁目650番25先	
1487	高487号線	西三倉堂二丁目651番17先	
		西三倉堂二丁目651番29先	
1488	高488号線	東中一丁目505番5先	
		東中一丁目505番9先	
1489	高489号線	東中一丁目179番2先	
		東中一丁目180番22先	
1490	高490号線	幸町23番先	
		幸町24番先	
1491	高491号線	東三倉堂379番11先	
		東三倉堂380番11先	
1492	高492号線	大字田井126番24先	

		大字田井126番14先	
1493	高493号線	東中一丁目394番3先	
		東中一丁目394番6先	
3151	陵151号線	大字市場526番10先	
		大字市場526番5先	
4111	天111号線	大字吉井61番9先	
		大字吉井61番16先	

**告示第140号**

市道の区域の決定及び供用の開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成22年12月10日

大和高田市長 吉田誠克

1. 道路の種類 市道
2. 路線名その他

路線名	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
高485号線	西三倉堂二丁目772番3先から 西三倉堂二丁目650番26先まで	6.0~8.0	211.0	
高486号線	西三倉堂二丁目651番15先から 西三倉堂二丁目650番25先まで	6.0~8.0	59.6	
高487号線	西三倉堂二丁目651番17先から 西三倉堂二丁目651番29先まで	4.0~5.0	34.4	
高488号線	東中一丁目505番5先から 東中一丁目505番9先まで	5.0	45.0	
高489号線	東中一丁目179番2先から 東中一丁目180番22先まで	6.0~7.4	131.5	
高490号線	幸町23番先から 幸町24番先まで	5.0~9.4	139.2	
高491号線	東三倉堂379番11先から 東三倉堂380番11先まで	4.9~8.9	71.6	
高492号線	大字田井126番24先から 大字田井126番14先まで	6.0	233.2	
高493号線	東中一丁目394番3先から 東中一丁目394番6先まで	5.0~8.0	35.8	
陵151号線	大字市場526番10先から 大字市場526番5先まで	4.2~7.0	34.3	
天111号線	大字吉井61番9先から 大字吉井61番16先まで	6.0~8.0	95.5	

3. 供用開始の期日 平成22年12月10日

**告示第141号**

市道路線変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を変更する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	旧新別	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1061	旧	高61号線	大和高田市材木町1008番3先 大和高田市大字藤森94番1先	
	新		大和高田市材木町1008番3先 大和高田市大字松塚地内葛城川左岸堤防敷地先	
1132	旧	高132号線	大和高田市今里27番2先 大和高田市大字藤森39番先	
	新		大和高田市大字今里川合方98番1先 大和高田市大字松塚地内葛城川右岸堤防敷地先	

**告示第142号**

市道の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域の変更を次のように決定する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成22年12月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

路線名	変更の区間	変更前の 幅員 (m)	変更前の 延長 (m)
		変更後の 幅員 (m)	変更後の 延長 (m)
高61号線	大和高田市大字材木町1008番3先から 大和高田市大字藤森94番1先まで	2.20~6.50	1627.9
		2.40~10.80	322.5
高132号線	大和高田市大字今里川合方98番1先から 大和高田市大字藤森39番先まで	4.10~11.00	2813.0
		3.90~10.00	1267.2

**告示第143号**

供用の開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成22年12月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
高61号線	大和高田市材木町1008番3先から 大和高田市大字松塚地内葛城川左岸堤防敷地先まで	平成22年12月10日
高132号線	大和高田市大字今里川合方98番1先から 大和高田市大字松塚地内葛城川右岸堤防敷地先まで	平成22年12月10日

**告示第144号**

市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成22年12月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 道路の種類 市道

2. 路線名その他

路線名	区 間	変更 前後別	幅員 (m)	延 長 (m)	備 考
高5号線	大字築山86番4先から 築山地内高田川左岸堤防敷地先まで	前	4.5~8.0	33.4	面積増
		後	5.9~11.8	30.3	
高35号線	大字土庫742番1先から 土庫二丁目135番先まで	前	6.5~7.7	17.3	"
		後	7.5~8.0	17.3	
高42号線	日之出町1409番3先から 日之出町1345番6先まで	前	3.7~6.5	19.7	"
		後	4.3~7.2	19.7	
高48号線	大字土庫742番1先から 大字藤森152番1先まで	前	2.4~3.7	416.0	"
		後	12.0	420.6	
高50号線	大字松塚1042番6先から 大字松塚747番先まで	前	2.7~4.4	64.0	"
		後	4.2~5.3	64.0	
高60号線	大字松塚362番1先から 大字松塚360番1先まで	前	4.6~6.6	22.8	"
		後	4.6~8.4	22.8	
高116号線	南本町1902番1先から 内本町1807番4先まで	前	2.6~4.5	9.2	面積増
		後	4.1~4.5	9.2	
高196号線	東中一丁目529番先から 東中一丁目506番先まで	前	2.2~2.5	31.9	"
		後	2.6~2.7	31.9	
高199号線	東中一丁目506番先から 東中一丁目532番先まで	前	2.9~3.5	23.6	"
		後	2.9~3.7	23.6	
高207号線	西三倉堂二丁目734番14先から 西三倉堂二丁目767番1先まで	前	2.9~3.0	8.4	"
		後	4.5	8.4	
高224号線	曾大根地内甘田川左岸堤防敷地先から 大字曾大根275番1先まで	前	4.2~4.6	7.1	"
		後	4.8~5.0	7.1	
高299号線	大字土庫160番4先から 土庫地内土庫川左岸堤防敷地先まで	前	2.9~4.1	199.2	"
		後	6.8~12.1	199.2	
高354号線	大字土庫285番2先から 土庫三丁目309番5先まで	前	1.0~5.7	165.9	面積減
		後	3.8~5.3	167.3	
瀬6号線	大字藤森192番1先から 大字藤森197番1先まで	前	2.0~3.9	78.5	面積増
		後	2.2~6.5	81.4	
瀬10号線	大字藤森189番3先から 大字藤森152番1先まで	前	4.8~5.1	38.1	面積増
		後	6.5~6.8	38.1	
瀬12号線	大字池尻315番1先から 大字池尻323番1先まで	前	2.2~2.6	23.2	"
		後	3.1~3.2	23.2	
瀬17号線	大字池尻38番3先から 大字池尻37番2先まで	前	4.9~6.1	63.8	面積減
		後	6.5~7.3	63.8	
陵41号線	大字岡崎54番3先から 大字岡崎55番先まで	前	1.5~3.8	35.4	面積増
		後	2.6~3.7	36.4	
陵83号線	大字岡崎54番3先から 大字市場794番3先まで	前	3.4~6.0	43.1	"
		後	4.5~6.0	43.1	
陵127号線	大字野口490番19先から 大字野口490番24先まで	前	4.0	8.2	面積減
		後	4.0	0.0	

天30号線	大字西坊城23番2先から 吉井地内住吉川左岸堤防敷地先まで	前	6.8~7.0	56.6	面積増
		後	7.1~8.1	56.6	
天38号線	大字西坊城469番1先から 大字西坊城471番3先まで	前	4.0	1.0	面積減
		後	4.0	0.0	

3. 供用開始の期日 平成22年12月10日

### 告示第145号

平成21年告示第108号(市道の区域の変更に関する告示)の一部を次のように改正する。なお、この告示は、告示の日から施行し、平成21年12月10日から適用する。

平成22年12月10日

大和高田市長 吉田誠克

#### 1. 改正する項目

「幅員(m)」及び「延長(m)」

道路の種類	路線名	改正新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	瀬19号線	旧	2.90~6.70	776.4
		新	2.50~8.10	760.4

### 告示第146号

平成21年告示第112号(市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示)の一部を次のように改正する。なお、この告示は、告示の日から施行し、平成21年12月21日から適用する。

平成22年12月10日

大和高田市長 吉田誠克

#### 1. 改正する項目

「幅員(m)」及び「延長(m)」

道路の種類	路線名	改正新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	天29号線	旧	6.00	26.8
		新	6.00	31.5

### 告示第147号

平成22年告示第70号(市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示)の一部を次のように改正する。なお、この告示は、告示の日から施行し、平成22年4月16日から適用する。

平成22年12月10日

大和高田市長 吉田誠克

#### 1. 改正する項目

「幅員(m)」及び「延長(m)」

道路の種類	路線名	改正新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	高252号線	旧	22.0	1014.0
		新	22.0~40.6	866.7

### 告示第149号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成22年12月16日

大和高田市長 吉田誠克

#### 1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成22年12月28日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成22年9月2日、同月6日、同月8日、同月14日、同月16日、同月24日、同月29日

### 告示第150号

最終差押予告書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成22年12月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 差押調書の発送年月日 平成22年12月20日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

### 告示第157号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成22年12月7日、同月9日、同月13日、同月15日、同月16日、同月21日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証

- 等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
- ア. 移動費 2,000円
- イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
8. 連絡先  
大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

**公 告**

**公告第138号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年12月10日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1	工事名	大東配水場内建物塗装工事
2	工事場所	大和高田市大東配水場内
3	工事期間	契約締結の日から平成23年2月28日（月）まで
4	工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5	入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の防水・塗装工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6	競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年12月10日（金）から平成22年12月14日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）
7	競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年12月14日（火） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知

	<p>参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年12月10日(金)から平成22年12月17日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年12月10日(金)から平成22年12月17日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年12月20日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年12月21日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年12月22日(水)午前9時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比	<p>¥1,780,000円(消費税等抜き)</p>

較価格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第139号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年12月10日

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	公共下水道事業に伴う測量（1）
2 業務場所	大和高田市築山内
3 履行期間	契約締結の日から平成23年3月31日（木）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の測量業務に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年12月10日（金）から平成22年12月14日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設 部契約監理室（本庁舎南隣）
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年12月14日（火） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）

	<p>参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年12月10日(金)から平成22年12月17日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年12月10日(金)から平成22年12月17日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年12月20日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年12月21日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年12月22日(水)午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥1,150,000円(消費税等抜き)</p>

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第140号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年12月10日

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	公共下水道事業に伴う測量（2）
2 業務場所	大和高田市池田外地内
3 履行期間	契約締結の日から平成23年3月31日（木）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の測量業務に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年12月10日（金）から平成22年12月14日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年12月14日（火） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。

	(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成22年12月10日(金)から平成22年12月17日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成22年12月10日(金)から平成22年12月17日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成22年12月20日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成22年12月21日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年12月22日(水)午前10時10分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,320,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第141号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年12月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	公共下水道事業に伴う測量（3）
2 業務場所	大和高田市磯野南町外地内
3 履行期間	契約締結の日から平成23年3月31日（木）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の測量業務に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年12月10日（金）から平成22年12月14日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年12月14日（火） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。

8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年12月10日(金)から平成22年12月17日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年12月10日(金)から平成22年12月17日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年12月20日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年12月21日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年12月22日(水)午前10時20分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥1,220,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>

20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
--------	--

**公告第142号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年12月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	公共下水道事業に伴う測量（4）
2 業務場所	大和高田市田井新町地内
3 履行期間	契約締結の日から平成23年3月31日（木）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の測量業務に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年12月10日（金）から平成22年12月14日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年12月14日（火） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。

8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年12月10日(金)から平成22年12月17日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年12月10日(金)から平成22年12月17日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年12月20日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年12月21日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年12月22日(水)午前10時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥1,610,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>

20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>
--------	---

**公告第143号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年12月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	公共下水道事業に伴う測量（5）
2 業務場所	大和高田市甘田町・曾大根2丁目地内
3 履行期間	契約締結の日から平成23年3月31日（木）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の測量業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年12月10日（金）から平成22年12月14日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年12月14日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>

8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年12月10日(金)から平成22年12月17日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年12月10日(金)から平成22年12月17日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年12月20日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年12月21日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年12月22日(水)午前10時40分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥1,370,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>

20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
--------	--

**公告第144号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年12月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	公共下水道事業に伴う測量（6）
2 業務場所	大和高田市磯野新町・春日町2丁目地内
3 履行期間	契約締結の日から平成23年3月31日（木）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の測量業務に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年12月10日（金）から平成22年12月14日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年12月14日（火） (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。

8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年12月10日(金)から平成22年12月17日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年12月10日(金)から平成22年12月17日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年12月20日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年12月21日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年12月22日(水)午前10時50分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥2,400,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>

20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>
--------	---

**公告第145号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年12月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	全国瞬時警報システム設置工事
2 工事場所	大和高田市役所内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年2月28日(月)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の諸機器(通信機器)に登録している者であること。</p> <p>(2) (財)日本情報処理開発協会認定の「プライバシーマーク(Pマーク)」取得者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 資料として、5(2)の要件を満たすことを証する許諾書の写しを同時に提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成22年12月17日(金)から平成22年12月27日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年12月28日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年12月17日(金)から平成23年1月7日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年1月11日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年1月13日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年1月14日(金)午前11時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。</p> <p>入札は、1回とします。開札の結果、各参加者の入札の全てが予定価格の制限の範囲内での価格での入札とならなかったときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行します。この場合の見積書の徴取は、2回までとし、入札時に最低の価格を入札した業者と次順位の業者の2者のみで行い、予定価格の範囲内で最低の見積価格を提示した業者を契約申込者となります。</p>

15 契約保証金	免除します。
16 最低制限価格	設定しません。
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第146号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年12月17日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	有料ごみ袋保管庫設置工事
2 工事場所	大和高田市クリーンセンター内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年12月17日(金)から平成22年12月21日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。

確認通知	(1) 郵送日 平成22年12月22日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の配布	入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。 (1) 閲覧等の期間 平成22年12月17日(金)から平成22年12月21日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成22年12月17日(金)から平成22年12月27日(月)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成22年12月28日(火)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成23年1月6日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年1月7日(金)午前10時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制	¥6,450,000円(消費税等抜き)

限基準比較価格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
<b>公告第147号</b>	
次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。	
平成22年12月17日	
大和高田市長 吉田 誠 克	
1 工事名	浮孔西小学校プールサイド改修工事
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月31日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成22年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年12月17日（金）から平成22年12月21日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年12月22日（水）

	<p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書（仕様書）の配布	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年12月17日（金）から平成22年12月21日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年12月17日（金）から平成22年12月27日（月）まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年12月28日（火）午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年1月6日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年1月7日（金）午前10時10分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比	<p>¥1,830,000円（消費税等抜き）</p>

較価格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第148号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年12月28日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	(仮称)土庫認定こども園新築工事
2 工事場所	大和高田市土庫1丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年1月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>本件工事は、代表者1者、構成員1者による特定建設共同企業体で行うものとし、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている者であること。</li> <li>代表者及び構成員は次の要件をすべて満たしている者とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>代表者 <ol style="list-style-type: none"> <li>本店(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書に記載されている営業所をいう。以下同じ。)を奈良県内に有すること。</li> <li>奈良県における建築一式工事の格付け等級はA級であること。</li> <li>経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の結果における建築一式工事の総合評定値が950点以上であること。</li> <li>一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者(平成23年3月19日の時点において継続して3月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できること。(本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成23年3月19日から配置できる者とする。)</li> </ol> </li> <li>構成員 <ol style="list-style-type: none"> <li>本店を大和高田市内に有すること。</li> <li>大和高田市における建築一式工事の格付け等級はA級であること。</li> <li>一級、二級建築施工管理技士又は一級、二級建築士の資格を有する主任技術者(平成23年3月19日の時点において継続して3月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できること。(本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成23年3月19日から配置できる者とする。)</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>代表者の出資比率は2分の1以上とし、構成員の出資比率は10分3以上とする。</li> <li>地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</li> <li>大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</li> </ol>

	6. 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(JV用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)しています。</p> <p>(2) 特定建設工事共同企業体協定書を提出してください。</p> <p>(3) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出してください。</p> <p>(4) 上記「5 入札参加資格要件」の2.(1)(エ)については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類及び監理技術者講習修了証の写しを、また、同(2)(ウ)については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類の写しを提出してください。</p> <p>(5) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(6) 受付期間 平成23年1月11日(火)から平成23年1月17日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(7) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(8) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、代表者に郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年1月18日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)等の配布	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成23年1月11日(火)から平成23年1月17日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は開札後回収します。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年1月17日(月)から平成23年1月21日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期日 平成23年1月25日(火)午後5時まで 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年2月1日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。
1.3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年2月2日(水) 午前11時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1.5 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
1.6 本契約の成立	(1) 本件工事の契約については、大和高田市議会の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとなります。 (2) 落札者決定後、議会の議決までの間に落札した共同企業体を構成する建設業者の1者が、入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは解除します。
1.7 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとなります。
1.8 最低制限価格	設定しません。
1.9 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとなります。
2.0 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとなります。
2.1 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第149号**

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市立浮孔小学校耐震改修工事(西館棟No.12)
2 工事場所	大和高田市中三倉堂2丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年10月31日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加	本件工事は、代表者1者、構成員1者による特定建設共同企業体で行うものとし、

<p>資格要件</p>	<p>次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている者であること。</li> <li>2. 代表者及び構成員は次の要件をすべて満たしている者とする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 代表者                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(ア) 本店（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書に記載されている営業所をいう。以下同じ。）を奈良県内に有すること。</li> <li>(イ) 奈良県における建築一式工事の格付け等級はA級であること。</li> <li>(ウ) 経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の結果における建築一式工事の総合評定値が950点以上であること。</li> <li>(エ) 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者（平成23年3月19日時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。（本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成23年3月19日から配置できる者とする。）</li> </ol> </li> <li>(2) 構成員                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(ア) 本店を大和高田市内に有すること。</li> <li>(イ) 大和高田市における建築一式工事の格付け等級はA級であること。</li> <li>(ウ) 一級、二級建築施工管理技士又は一級、二級建築士の資格を有する主任技術者（平成23年3月19日時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。（本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成23年3月19日から配置できる者とする。）</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>3. 代表者の出資比率は2分の1以上とし、構成員の出資比率は10分3以上とする。</li> <li>4. 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</li> <li>5. 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</li> <li>6. 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</li> </ol>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請書は本市指定様式（JV用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）しています。</li> <li>(2) 特定建設工事共同企業体協定書を提出してください。</li> <li>(3) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出してください。</li> <li>(4) 上記「5 入札参加資格要件」の2.（1）（エ）については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類及び監理技術者講習修了証の写しを、また、同（2）（ウ）については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類の写しを提出してください。</li> <li>(5) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</li> <li>(6) 受付期間 平成23年1月11日（火）から平成23年1月20日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</li> <li>(7) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</li> <li>(8) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）</li> </ol>

<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、代表者に郵送により通知します。                  (1) 郵送日 平成23年1月20日(木)                  (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知                  参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。                  (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知                  参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)等の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。                  (1) 配布の期日 平成23年1月20日(木)                  (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで                  (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1                  大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)                  (4) 費用の負担 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は開札後回収します。</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。                  (1) 受付期日 平成23年1月25日(火)                  (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで                  (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室                  FAX 0745-49-0053                  (4) 回答期日 平成23年2月2日(水)                  回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
<p>10 耐震改修計画判定書の閲覧</p>	<p>耐震改修計画判定書の閲覧は、次のとおり行います。                  (1) 閲覧期日 平成23年1月21日(金)                  (2) 閲覧時間 午前9時00分から午後5時まで。ただし、受付は午後3時までとします。                  (3) 閲覧場所 大和高田市 教育委員会 教育総務課 会議室</p>
<p>11 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。                  (1) 期限 平成23年2月8日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。                  (2) 郵送先 〒635-8799                  大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留                  大和高田市役所 環境建設部 契約監理室                  (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>12 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
<p>13 入札保証金</p>	<p>免除します。</p>
<p>14 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。                  (1) 日時 平成23年2月9日(水) 午後1時30分から                  (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室                  (3) 開札結果等の公表                  開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
<p>15 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。                  (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札                  (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札                  (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

16 落札候補者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
17 事後審査	落札候補者の優先順位により上記「5 入札参加資格要件」の2.(1)(エ)及び同(2)(ウ)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室
18 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者としします。
19 本契約の成立	(1) 本件工事の契約については、大和高田市議会の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとしします。 (2) 落札者決定後、議会の議決までの間に落札した共同企業体を構成する建設業者の1者が、入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは解除します。
20 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとしします。
21 最低制限価格	設定しません。
22 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。
23 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしします。
24 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第150号**

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市立片塩小学校耐震改修工事(北館棟No.12)・(屋内体育館棟No.13)
2 工事場所	大和高田市旭北町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年10月31日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	本件工事は、代表者1者、構成員1者による特定建設共同企業体で行うものとし、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしします。 1. 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている者であること。 2. 代表者及び構成員は次の要件をすべて満たしている者とする。 (1) 代表者 (ア) 本店(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書に記載されている営業所をいう。以下同じ。)を奈良県内に有すること。 (イ) 奈良県における建築一式工事の格付け等級はA級であること。 (ウ) 経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の結果における建築一式工事の総合評定値が950点以上であること。

	<p>(エ) 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者(平成23年3月19日時点において継続して3月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できること。(本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成23年3月19日から配置できる者とする。)</p> <p>(2) 構成員</p> <p>(ア) 本店を大和高田市内に有すること。</p> <p>(イ) 大和高田市における建築一式工事の格付け等級はA級であること。</p> <p>(ウ) 一級、二級建築施工管理技士又は一級、二級建築士の資格を有する主任技術者(平成23年3月19日時点において継続して3月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できること。(本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成23年3月19日から配置できる者とする。)</p> <p>3. 代表者の出資比率は2分の1以上とし、構成員の出資比率は10分3以上とする。</p> <p>4. 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>5. 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>6. 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(JV用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)しています。</p> <p>(2) 特定建設工事共同企業体協定書を提出してください。</p> <p>(3) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出してください。</p> <p>(4) 上記「5 入札参加資格要件」の2.(1)(エ)については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類及び監理技術者講習修了証の写しを、また、同(2)(ウ)については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類の写しを提出してください。</p> <p>(5) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(6) 受付期間 平成23年1月11日(火)から平成23年1月20日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(7) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(8) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、代表者に郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年1月20日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)等の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期日 平成23年1月20日(木)</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1</p>

	大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣) (4) 費用の負担 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は開札後回収します。
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期日 平成23年1月25日(火) (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期日 平成23年2月2日(水) 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。
10 耐震改修計画判定書の閲覧	耐震改修計画判定書の閲覧は、次のとおり行います。 (1) 閲覧期日 平成23年1月21日(金) (2) 閲覧時間 午前9時00分から午後5時まで。ただし、受付は午後3時までとします。 (3) 閲覧場所 大和高田市教育委員会 教育総務課 会議室
11 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成23年2月8日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
12 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
13 入札保証金	免除します。
14 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年2月9日(水) 午後1時50分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
15 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
16 落札候補者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
17 事後審査	落札候補者の優先順位により上記「5 入札参加資格要件」の2.(1)(エ)及び同(2)(ウ)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階会議室
18 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。

19 本契約の成立	(1) 本件工事の契約については、大和高田市議会の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。 (2) 落札者決定後、議会の議決までの間に落札した共同企業体を構成する建設業者の1者が、入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは解除します。
20 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
21 最低制限価格	設定しません。
22 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
23 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
24 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第151号**

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年12月28日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	大和高田市立片塩中学校耐震改修工事（東館棟No.27）・（南館棟No.17）
2 工事場所	大和高田市中三倉堂2丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年10月31日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>本件工事は、代表者1者、構成員1者による特定建設共同企業体で行うものとし、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている者であること。</li> <li>代表者及び構成員は次の要件をすべて満たしている者とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>代表者 <ol style="list-style-type: none"> <li>本店（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書に記載されている営業所をいう。以下同じ。）を奈良県内に有すること。</li> <li>奈良県における建築一式工事の格付け等級はA級であること。</li> <li>経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の結果における建築一式工事の総合評定値が950点以上であること。</li> <li>一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者（平成23年3月19日時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。（本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成23年3月19日から配置できる者とする。）</li> </ol> </li> <li>構成員 <ol style="list-style-type: none"> <li>本店を大和高田市内に有すること。</li> <li>大和高田市における建築一式工事の格付け等級はA級であること。</li> <li>一級、二級建築施工管理技士又は一級、二級建築士の資格を有する主任技術者（平成23年3月19日時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。（本工事の契約は、議会の議決</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

	<p>により成立するため、専任技術者は平成23年3月19日から配置できる者とする。）</p> <p>3. 代表者の出資比率は2分の1以上とし、構成員の出資比率は10分3以上とする。</p> <p>4. 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>5. 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>6. 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（JV用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）しています。</p> <p>(2) 特定建設工事共同企業体協定書を提出してください。</p> <p>(3) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出してください。</p> <p>(4) 上記「5 入札参加資格要件」の2. (1) (エ) については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類及び監理技術者講習修了証の写しを、また、同(2) (ウ) については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類の写しを提出してください。</p> <p>(5) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(6) 受付期間 平成23年1月11日（火）から平成23年1月20日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(7) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(8) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、代表者に郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年1月20日（木）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）等の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期日 平成23年1月20日（木）</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書（仕様書）は開札後回収します。</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期日 平成23年1月25日（火）</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期日 平成23年2月2日（水）</p>

	回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。
10 耐震改修計画判定書の閲覧	耐震改修計画判定書の閲覧は、次のとおり行います。 (1) 閲覧期日 平成23年1月21日(金) (2) 閲覧時間 午前9時00分から午後5時まで。ただし、受付は午後3時までとします。 (3) 閲覧場所 大和高田市教育委員会 教育総務課 会議室
11 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成23年2月8日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
12 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
13 入札保証金	免除します。
14 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年2月9日(水) 午後2時10分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
15 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
16 落札候補者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
17 事後審査	落札候補者の優先順位により上記「5 入札参加資格要件」の2.(1)(エ)及び同(2)(ウ)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室
18 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
19 本契約の成立	(1) 本件工事の契約については、大和高田市議会の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。 (2) 落札者決定後、議会の議決までの間に落札した共同企業体を構成する建設業者の1者が、入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは解除します。
20 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
21 最低制限価格	設定しません。
22 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
23 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

24 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。
--------	--

### 教育委員会

#### 教育委員会規則第2号

大和高田市立幼稚園規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

平成22年12月16日

大和高田市教育委員会

委員長 村井善治

大和高田市立幼稚園規則の一部を改正する規則

大和高田市立幼稚園規則(昭和43年規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成23年度における入園資格の特例)

- 3 第3条ただし書に規定する高田幼稚園に入園を希望する満3歳の幼児で、定員の超過により高田幼稚園に入園することができなかったものは、同条本文の規定にかかわらず、平成23年度に限り、土庫幼稚園に入園することができるものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

#### 教育委員会告示第21号

大和高田市教育委員会12月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成22年12月9日

大和高田市教育委員会

委員長 村井善治

記

日 時 平成22年12月15日(水)午後2時00分

場 所 さざんかホール 4階 会議室

議 案 第1号 大和高田市立幼稚園規則の一部を改正する規則(案)について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

### 選挙管理委員会

#### 選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定により、平成21年12月1日から平成22年11月30日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況を別紙のとおり公表する。

平成22年12月2日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西清一

別紙は省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

**選挙管理委員会告示第43号**

平成22年12月2日現在の<sup>1</sup>大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の<sup>2</sup>3分の1、<sup>3</sup>6分の1及び<sup>4</sup>50分の1の数は、次のとおりである。

平成22年12月2日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

3分の1の数	19,224人
6分の1の数	9,612人
50分の1の数	1,154人

**公営企業**

**水道事業告示第1号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成23年1月1日

大和高田市水道事業管理者  
大和高田市長 吉 田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
株式会社 吉川設備	吉川 洋二	奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘3丁目7-1